

全国厚生統計主管課長会議次第

平成20年3月11日（火） 10時から
中央合同庁舎第5号館 低層棟2階講堂

10:00	開 会	
10:00～10:10（10分）	統計情報部長挨拶 （幹 部 紹 介）	
10:10～10:25（15分）	平成20年度統計情報部事業計画及び 予算等について	企 画 課 長
10:25～10:40（15分）	平成20年人口動態調査について	人口動態・保健統計課長
10:40～10:55（15分）	平成20年度保健統計調査について	保 健 統 計 室 長
10:55～11:20（25分）	平成20年度社会福祉統計調査等について	社 会 統 計 課 長
11:20～11:35（15分）	平成20年国民生活基礎調査及び 平成20年国民生活基礎調査試験調査について	国民生活基礎調査室長
11:35～11:45（10分）	平成20年所得再分配調査について	政 策 調 査 官
11:45～11:55（10分）	2008年社会保障・人口問題基本調査 （第4回全国家庭動向調査）について	国立社会保障・人口問題研究所 人口構造研究部長
11:55～12:05（10分）	質疑応答	
12:05	閉 会	

全国厚生統計主管課長会議資料

平成20年3月11日（火）

厚生労働省大臣官房統計情報部

目 次

	頁
1 平成20年度統計情報部事業計画（厚生関係）について -----	1
2 平成20年度統計情報部歳出予算案の概要 -----	2
3 平成20年度厚生労働省統計調査関係予算案（厚生関係）一覧表 -----	4
4 平成20年人口動態調査について -----	8
5 平成20年医療施設静態調査の概要（案） -----	15
6 平成20年患者調査の概要（案） -----	16
7 平成20年受療行動調査の概要（案） -----	18
8 平成20年医師・歯科医師・薬剤師調査の概要（案） -----	19
9 保健統計関係調査のオンライン報告について -----	20
10 平成20年度福祉行政報告例の概要 -----	23
11 平成20年社会福祉施設等調査の概要（案） -----	24
12 平成20年介護サービス施設・事業所調査の概要（案） -----	27
13 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査における 民間委託の推進について -----	29
14 第7回21世紀成年者縦断調査 （国民の生活に関する継続調査）の概要（案） -----	31
15 第4回中高年者縦断調査 （中高年者の生活に関する継続調査）の概要（案） -----	32
16 21世紀出生児縦断調査の概要（案） -----	33
17 平成20年国民生活基礎調査の概要 -----	36
18 平成20年国民生活基礎調査試験調査の概要 -----	38
19 平成20年所得再分配調査の概要（案） -----	40
20 2008年社会保障・人口問題基本調査 （「第4回全国家庭動向調査」）の概要（案） -----	41

1 平成20年度統計情報部事業計画（厚生関係）について

	事業名		備考
	保健統計主管部局関係	社会福祉統計主管部局関係	
平成20年			
6月		社会医療診療行為別調査実施 (調剤報酬に係る調査を含む)	調査経路は支払基金・国保連合会
6月5日	国民生活基礎調査(世帯票)実施		
6月上旬		国民生活基礎調査等地区別事務打合せ会議 (北海道、仙台市、群馬県、東京都、富山県、三重県、山口県、北九州市)	
7月10日		国民生活基礎調査(所得票)実施	
7月	国民生活基礎調査試験調査実施		
7月	全国厚生統計主管係長会議		
7月18日	第7回21世紀出生児縦断調査実施(7月出生児)		直接郵送方式
9月～12月	厚生統計地区別講習会		
9月	患者調査(退院票)実施		
9月下旬	データサービス (平成19年人口動態調査)		
10月1日	医療施設静態調査実施	社会福祉施設等調査実施	
	介護サービス施設・事業所調査実施		
10月中旬	患者調査(退院票を除く)実施		
	受療行動調査実施		
10月下旬	データサービス (平成19年国民生活基礎調査)		
11月	第4回中高年者縦断調査実施		
	第7回21世紀成年者縦断調査実施		
	厚生統計調査地区別事務打合せ会議 (秋田県、長野市、千葉市、静岡市、和歌山市、愛媛県、福岡市)		
	全国統計大会		
12月31日	医師・歯科医師・薬剤師調査実施		
平成21年			
1月18日		第8回21世紀出生児縦断調査実施(1月出生児)	直接郵送方式
1月中旬		データサービス (平成19年社会福祉施設等調査) データサービス (平成19年介護サービス施設・事業所調査)	
1月下旬	データサービス (平成19年医療施設動態調査・病院報告)		
3月上旬	データサービス (平成19年度地域保健・老人保健事業報告)		
3月	全国厚生統計主管課長会議		
	全国厚生統計主管係長会議		

(注) これらの他、年間を通じて実施する調査として、人口動態調査、医療施設動態調査、病院報告、衛生行政報告例、福祉行政報告例及び地域保健・老人保健事業報告がある。

2 平成20年度統計情報部歳出予算案の概要

1 予算概要

	平成19年度 予 算 額	平成20年度 予 算 額	対前年度比
	千円	千円	千円
統 計 情 報 部	7,586,675	7,067,079	△ 519,596(△ 6.8%)
一 般 会 計	6,865,383	6,357,774	△ 507,609(△ 7.4%)
労働保険特別会計	721,292	709,305	△ 11,987(△ 1.7%)
(参考)			
統計調査関係経費	4,596,799	4,340,825	△ 255,974(△ 5.6%)
情報化関係経費	2,942,946	2,681,659	△ 261,287(△ 8.9%)

2 主な事業内容

○ 統計調査関係経費（厚生関係）

各種統計調査については、厚生労働省の行政施策の基礎資料となるものであり、平成20年度においても行政ニーズに対応した統計調査を実施する。

(1) 医療施設（静態）調査の実施 6,908 → 53,698 千円

本調査は、病院及び診療所の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を詳細に把握し、医療行政施策推進のための基礎資料を得ることを目的としている。

平成20年度は、3年毎に実施する静態調査年にあたり、医療の情報化や医療安全対策などの調査内容の充実を図りつつ、本調査を実施する。

(2) 受療状況調査（患者調査、受療行動調査）の実施 0 → 202,433 千円

本調査は、全国の医療機関を利用する患者の傷病及び受療状況の実態を地域的に把握するとともに、患者側から医療に対する認識・受療行動の状況を把握し、医療行政施策推進のための基礎資料を得ることを目的としている。

平成20年度は、3年毎に実施する調査年にあたり、健康・介護予防のための新戦略などに資するよう調査内容の充実を図りつつ、本調査を実施する。

(3) 統計調査の民間開放・市場化テストへの対応

社会福祉施設等調査	6,795 → 23,045 千円
介護サービス施設・事業所調査	13,325 → 27,322 千円

「公共サービス改革基本方針」及び「統計調査の民間委託に係るガイドライン」等を踏まえ、平成20年度は、社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査（いずれも本省直送分）について、公共サービス改革法に則った民間委託を実施する。

3 概況及び報告書の配布について

当部の統計調査関係費を対象として行われた平成19年度予算執行調査（財務省）においては、概況及び報告書の大部分が厚生労働省ホームページに掲載されていることから、作成部数の縮減を図るよう指摘がなされ、それを受け平成20年度予算においては部数が縮減されたところである。

については、平成20年度以降の概況及び報告書の配布については以下の取扱いとするのでよろしく願います。

(1) 概況

電子メールを活用することとする。詳細については後日事務連絡にて送付予定。

(2) 報告書

都道府県×2部、指定都市・中核市×1部

各都道府県・市におかれては、厚生労働省ホームページの積極的活用をお願いする。

<厚生労働省ホームページ掲載場所>

- ・概況・・・ 「統計調査結果」→「最近公表の統計資料」
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/index.html>
- ・報告書・・・ 「統計調査結果」→「厚生労働省統計表データベース」
<http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/index.html>

3 平成20年度厚生労働省統計調査関係予算案(厚生関係)一覽表

(単位:千円)

調査名	主管課	平成19年度	平成20年度予算額		増△減 (B-A)
		予算額(A)	総額(B)	地方委託費(再掲)	
【大臣官房統計情報部】					
人口動態調査	人口動態・保健統計課	1,526,715	1,509,792	1,388,991	△ 16,923
医療施設調査	人口動態・保健統計課 保健統計室	6,908	53,698	31,662	46,790
衛生行政報告例	〃	70,531	48,675	27,931	△ 21,856
病院報告	〃				
地域保健・老人保健事業報告	〃				
医師・歯科医師・薬剤師調査	〃				
患者調査	〃	0	202,433	133,620	202,433
受療行動調査	〃				
福祉行政報告例	社会統計課	7,887	8,672	2,737	785
社会福祉施設等調査	〃	35,172	46,449	3,857	11,277
社会医療診療行為別調査	〃	157,235	156,064	0	△ 1,171
介護サービス施設・事業所調査	〃	75,493	63,272	11,785	△ 12,221
介護給付費実態調査	〃	16,480	17,809	0	1,329
21世紀出生児縦断調査	〃	27,311	43,086	0	15,775
21世紀成年者縦断調査	〃	110,304	104,528	87,128	△ 5,776
中高年者縦断調査	〃	154,438	146,829	132,659	△ 7,609
国民生活基礎調査	社会統計課 国民生活基礎調査室	940,293	534,282	515,483	△ 406,011
国民生活基礎調査試験調査	〃	-	31,807	4,469	31,807
(合計)		3,128,767	2,967,396	2,340,322	△ 161,371

(単位:千円)

調査名	主管課	平成19年度	平成20年度予算額		増△減	
		予算額(A)	総額(B)	地方委託費(再掲)	(B-A)	
【医政局】						
薬剤耐性菌感染症発生动向調査	指導課	11,983	11,545	0	△	438
看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査	看護課	13,763	13,763	0		0
医薬品・医療機器産業実態調査	経済課	5,206	4,755	0	△	451
薬事工業生産動態統計調査	〃	53,654	52,628	41,273	△	1,026
医薬品価格調査	〃	39,946	39,960	19,983		14
特定保険医療材料価格調査	〃	73,780	73,790	42,485		10
(合計)		198,332	196,441	103,741	△	1,891
【健康局】						
国民健康・栄養調査	総務課 生活習慣病対策室	136,434	138,407	125,281		1,973
生活衛生関係営業経営実態調査	生活衛生課	20,551	20,554	0		3
(合計)		156,985	158,961	125,281		1,976
【医薬食品局】						
血液製剤使用状況調査	血液対策課	11,432	11,457	0		25
食中毒統計調査	食品安全部 監視安全課	—	—	—		—
食肉検査等情報還元調査	〃	—	—	—		—
(合計)		11,432	11,457	0		25
【雇用均等・児童家庭局】						
地域児童福祉事業等調査	総務課	16,528	13,841	7,738	△	2,687
全国母子世帯等調査	〃	13,833	17,329	12,821		3,496
(合計)		30,361	31,170	20,559		809

(単位:千円)

調査名	主管課	平成19年度	平成20年度予算額		増△減
		予算額(A)	総額(B)	地方委託費(再掲)	(B-A)
【社会・援護局】					
福祉事務所現況調査	総務課	5,698	6,496	0	798
社会保障生計調査 (被保護者生活実態調査)	保護課	152,858	128,271	105,941	△ 24,587
被保護者全国一斉調査 (基礎調査・個別調査)	〃	6,844	6,844	0	0
医療扶助実態調査	〃	6,129	5,705	0	△ 424
消費生活協同組合(連合会) 実態調査	地域福祉課	—	—	—	—
ホームレス全国概数調査	〃	38,949	33,818	31,295	△ 6,698
障害サービス経営実態調査	障害保健福祉部 障害福祉課	23,683	223,223	0	199,540
障害者自立支援給付事業状況報告	〃	—	—	—	—
障害程度区分認定状況調査	障害保健福祉部 精神・障害保健課	198,969	102,050	0	96,919
(合計)		433,130	506,407	137,236	73,277
【老健局】					
介護保険事業状況報告	介護保険課	4,980	5,645	0	665
要介護認定等に係る認定調査 結果等報告	老人保健課	95,018	133,067	0	38,049
介護事業経営実態調査	〃	41,834	278,724	0	236,890
要介護認定モデル事業報告	〃	0	652,869	0	652,869
(合計)		141,832	1,070,305	0	928,473

(単位:千円)

調査名	主管課	平成19年度 予算額(A)	平成20年度予算額		増△減 (B-A)
			総額(B)	地方委託費(再掲)	
【保険局】					
急性期入院医療の診断群分類に基づく 一日あたりの包括評価制度にかかる基礎 調査	医療課	443,172	586,085	0	142,913
健康保険被保険者実態調査	調査課	1,560	1,626	0	66
国民健康保険医療給付実態調査	〃	2,221	706	0	△ 1,515
国民健康保険実態調査	〃	2,586	2,539	0	△ 47
国民健康保険毎月事業状況報告 (月報・年報等)	〃	469	454	0	△ 15
医療経済実態調査 (保険者調査)	〃	183	435	0	252
医療費の動向調査	〃	35,143	36,922	0	1,779
(合計)		485,334	628,767	0	143,433
【政策統括官付 政策評価官室】					
所得再分配調査		0	28,973	23,970	28,973
(合計)		0	28,973	23,970	28,973
【社会保険庁】					
国民年金被保険者実態調査	運営部企画課 数理調査室	0	62,025	0	62,025
(合計)		0	62,025	0	62,025
【国立社会保障・人口問題研究所】					
社会保障・人口問題基本調査 (第4回全国家庭動向調査)	人口構造研究部	37,433	34,458	0	△ 2,975
(合計)		37,433	34,458	0	△ 2,975

4 平成20年人口動態調査について

1 最近の公表資料

「平成18年人口動態統計月報年計（概数）」を昨年6月に、「平成18年人口動態統計（確定数）」を昨年9月に公表し、「平成19年人口動態統計の年間推計」を本年1月にそれぞれ公表した。

平成18年の出生数は109万2674人で、前年の106万2530人より3万144人増加し、出生率（人口千対）は8.7となり、前年の8.4を上回った。

合計特殊出生率（平成18年における15～49歳の女子の年齢別出生率の合計）は1.32で前年の1.26を上回った。

死亡数は108万4450人で、前年の108万3769人より654人増加し、死亡率（人口千対）は8.6で、前年と同率となった。婚姻件数は73万971組で、前年の71万4265組より1万6706組増加し、婚姻率（人口千対）は5.8で、前年の5.7を上回った。離婚件数は25万7475組で前年の26万1917組より4442組減少し、離婚率（人口千対）は2.04で前年の2.08を下回った。

「平成19年人口動態統計の年間推計」においては、出生数は109万と約3千人減少、死亡数は110万6千人と約2万2千人増加、婚姻件数は71万4千組と約1万7千組減少、離婚件数は25万5千組と約2千組減少するものと推計している。また、出生数と死亡数の差である自然増加数は、マイナス1万6千人となり、前年より2万4千人減少するものと推計している。

人口動態統計特殊報告では、「都道府県別にみた死亡の状況 —平成17年都道府県別年齢調整死亡率—」の概況を昨年4月に公表し、平成19年度「日本における人口動態 —外国人を含む人口動態統計—」の概況を本年2月に公表したところである。

生命表では、「平成18年簡易生命表」を昨年7月に、「平成17年都道府県別生命表」を昨年12月にそれぞれ公表したところである。

いずれも各地域における保健・医療・福祉活動の基礎資料として活用されたい。

また、正確な統計作成等のために毎年送付している「死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」及び「ICDのABC」についても、人口動態調査への理解、協力に利用されたい。

※上記「死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」については、財団法人医療研修推進財団ホームページ（<http://www.pmet.or.jp/>）に掲載されている。

2 人口動態調査オンライン報告システム

「人口動態調査オンライン報告システム」は、人口動態調査事務のより一層の負担軽減、効率化及びペーパーレス化を図るため、人口動態調査事務システムにより市区町村で電子化された調査票データをオンラインの方法で収集するものであり、平成16年2月調査月分からは、市区町村からのオンライン報告の運用を開始している。

平成20年1月調査月分までの本報告システムの導入状況は、都道府県では46都道府県、保健所では373保健所である。また、市区町村から保健所へのFD等による報告は915市町村で、市区町村からオンラインによる報告は128市町村であり、調査票の約63%がオンラインによる報告となっている。

オンライン報告を導入することによる主なメリットは

・市区町村においては、

- (1) 人口動態調査事務システムからFD等に出力することにより、調査票への印字処理が不要。
- (2) 市区町村からのオンラインによる報告を利用することにより、市区町村でFD等の媒体をデータ投入しオンラインにより保健所に送付することで、送付作業がより簡略化。

・保健所においては、

- (1) システムが調査票データの内容審査を自動的に行うことにより、審査業務が軽減。
- (2) 保健所符号及び保健所受付年月日の自動付与。
- (3) システムに登録された出生及び死亡の小票データの作成・検索・出力が可能。
- (4) 調査票データの送付の自動化により、送付業務が軽減。
- (5) 電子化された人口動態統計月報（概数）結果表の一部が人手可能。

・都道府県においては、

- (1) システムが調査票データの内容審査を自動的に行うことにより、審査業務が軽減。
- (2) 調査票データの送付の自動化により、送付業務が軽減。
- (3) 電子化された人口動態統計月報（概数）結果表の一部が入手可能。

3 人口動態調査オンライン報告システム利用開始における注意点

- (1) 新たにオンライン報告システムを導入する場合は、平成15年12月24日付「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」の改正について（通知）」により取り扱うこと。
- (2) オンライン報告開始月については、当該市区町村に係るFD等の出力媒体及び紙の調査票をオンライン報告分として取りまとめ、該当月の調査票と併せて送付すること。
なお、2か月日以降については不要。
- (3) 開始月にオンライン報告できないため、紙の調査票を作成し送付するもの。
 - ①出生票、死亡票、死産票の場合
開始月前に事件発生し、開始月の14日までに市区町村で届書が受付されたもの。
 - ②婚姻票、離婚票の場合
開始月前に市区町村で届書が受付されたもの。

4 人口動態調査票（OCR調査票）の作成上の注意等

- (1) 調査票の人口動態・保健統計課への提出期限は、「事件発生月の翌々月の5日」となっているので、提出期限を厳守すること。
- (2) 調査票記入に際しては、HBの鉛筆又はHBの0.5mmのシャープペンシルを使用し、ボールペンは使用しないこと。また、プリンター出力の場合は枠内にきちんと印字されているか確認すること。
- (3) 調査票のOCR読み取り欄は、ゴム印を絶対に使用しないこと。また、市区町村、保健所の受付年月日、施設の名称等へのゴム印使用に際しては、黒色のスタンプを使用すること。
- (4) プリンター出力の際、反り返った調査票は、平らになるよう配慮願いたい。

5 人口動態調査事務における調査票等の適正な管理についての留意事項

別添資料について御了知の上、貴管内に周知を図られるようお願いいたします。

6 調査結果及び刊行物の公表予定

(1) 人口動態統計

・月報

人口動態統計速報	平成19年12月まで	公表済み
人口動態統計月報（概数）	平成19年10月まで	公表済み

・年報

平成18年人口動態統計（上巻）	平成20年3月	刊行予定
（中巻）	平成20年1月	刊行済み
（下巻）	平成20年3月	刊行予定
平成19年人口動態統計月報年計（概数）概況	平成20年6月上旬	公表予定
平成19年人口動態統計（確定数）概況	平成20年9月	公表予定

(2) 人口動態統計特殊報告

平成17年度人口動態職業・産業別統計 概況	平成20年8月	公表予定
-----------------------	---------	------

(3) 生命表

平成17年都道府県別生命表	報告書	平成20年7月	刊行予定
平成17年市区町村別生命表	概況	平成20年4月	公表予定
	報告書	平成20年7月	刊行予定
平成19年簡易生命表	概況	平成20年7月	公表予定
	報告書	平成20年9月	刊行予定

※ 調査結果については、厚生労働省ホームページに掲載している。

「厚生労働省ホームページ」→「統計調査結果」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/index.html>

人口動態調査事務における調査票等の適正な管理についての留意事項

第1 市区町村、保健所、都道府県・指定都市における共通的事項

- 1 本「調査票等の適正な管理についての留意事項」において「調査票等」とは、人口動態調査によって集められた調査票（調査対象者等ごとに内容を判別することができる形で個人の情報が記録されたものをいう。）及びその他の関係書類（調査対象者等の識別を可能とするものをいう。）をいい、以下に例示するものをいうこと。
 - ・人口動態調査票（以下「調査票」という。）
 - ・電子化された調査票の情報（以下「調査票データ」という。）を記録したFD等（以下「FD等」という。）
 - ・死産届書、死産証書及び死胎検案書（写しを含む。以下「死産届書等」という。）
 - ・調査票の添付書類
 - ・出生小票、死亡小票（電子化された小票を含む。以下「小票」という。）
 - ・事件簿
 - ・死亡原因一覧表、死産原因一覧表及び乳児死因一覧表
 - ・その他調査事務において取扱う書類、電磁的記録で調査対象者等が識別可能なもの。
- 2 調査票等の管理については、それぞれの機関の長の責任において適正に管理すること。機関の長は、調査票等を適正に管理するため、人口動態調査事務を所管する課室の長又はこれに代わる者を管理責任者として指定すること。
- 3 管理責任者は、調査票等の紛失、漏えい、滅失又はき損の防止その他の調査票等の適切な管理のために、人口動態調査事務に従事する職員に対する指揮監督、安全対策の策定等必要な措置を講ずること。
- 4 管理責任者は、調査票等の紛失、漏えい、滅失又はき損が発生した場合は、速やかに厚生労働省人口動態・保健統計課あて連絡を行うこと。ただし、市区町村にあつては保健所及び都道府県、保健所にあつては都道府県（指定都市の保健所にあつては指定都市及び都道府県）、指定都市にあつては都道府県を経由して行うこと。

第2 市区町村における管理

- 1 調査票等は、管理責任者の定める保管庫又はキャビネット等に施錠して厳重に保管し管理すること。

作業時における調査票等の取扱いは、管理責任者の指示又は承認を受けた者のみが行い、作業終了後は所定の場所に収納すること。管理責任者は、調査票等の管理の状況について定期的に又は随時、点検を行うこと。

2 FD等に関する特記事項

FD等は、紛失、漏えい（以下「紛失等」という。）の事故が起きた場合に、情報の大量漏えいの危険性が高いため、その取扱いについては万全を期すこと。

人口動態調査オンライン報告システムによる保健所への送付処理終了後、調査票データを保有する必要のないFD等は、直ちに初期化（フォーマット）を行うこと。ただし、クイックフォーマット機能（FD等の管理領域のみ初期化する方式）は使用しないこと。

3 人口動態調査事務システムの調査票データに関する特記事項

保健所への送付後、保有する必要がなくなった調査票データについては、速やかに消去すること。また、調査票データを記録したハードディスク（バックアップ等で作成した記録媒体を含む。）を廃棄、他の用途に転用又は返却等する場合は、紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

4 事件簿に関する特記事項

保存期間（その年（暦年）の終了から1年間）を経過した事件簿は、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分については焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

第3 保健所における管理

1 調査票等は、管理責任者の定める保管庫又はキャビネット等に施錠して厳重に保管し管理すること。

作業時における調査票等の取扱いは、管理責任者の指示又は承認を受けた者のみが行い、作業終了後は所定の場所に収納すること。

2 調査票等の市区町村からの受領、審査、都道府県・指定都市への送付及び統計法第15条第2項に基づく使用等について、当該事務を行った日時、担当者名、調査票等の保管の確認等の状況が一覧できる管理簿を作成し、これに記入することにより調査票等の管理を行うこと。管理責任者は、調査票等の管理の状況について定期的に又は随時、点検を行うこと。

3 FD等に関する特記事項

FD等は、紛失等の事故が起きた場合に、情報の大量漏えいの危険性が高いため、その取扱いについては万全を期すこと。

市区町村から送付されたFD等の受付処理終了後、調査票データを保有する必要のないFD等は、直ちに初期化（フォーマット）を行うこと。ただし、クイックフォーマット機能（FD等の管理領域のみ初期化する方式）は使用しないこと。

4 小票に関する特記事項

保存期間（当該文書を作成した年の翌年1月1日から3年間）を経過した小票については、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分については焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。なお、人口動態調査オンライン報告システムの小票データについては、3年経過後の翌年12月に自動消去されるため、廃棄処分の必要はないこと。

5 調査票の使用に関する特記事項

統計法第15条第2項に基づく使用の場合は、調査票原票、小票が所定の目的のみに使用され、調査対象者等の情報が他に漏えいすることがないように適切に使用し又は使用させること。

6 死産届書等に関する特記事項

保存期間（当該文書を作成した年の翌年1月1日から5年間、写しにあつては3年間。）を経過した死産届書等については、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分については焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

死産届書等を地域保健活動の基礎資料として使用する場合は、所定の目的にのみ使用し、個人の情報が他に漏えいすることがないように適切に使用すること。

7 死亡原因一覧表、死産原因一覧表及び乳児死因一覧表に関する特記事項

保存の必要がなくなった場合は、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分については焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

第4 都道府県・指定都市における管理

1 調査票等は、管理責任者の定める保管庫又はキャビネット等に施錠して厳重に保管し管理すること。

作業時における調査票等の取扱いは、管理責任者の指示又は承認を受けた者のみが行い、作業終了後は所定の場所に収納すること。

2 調査票等の受領、審査、厚生労働省への送付等について、当該事務を行った日時、担当者名、調査票等の保管の確認等の状況が一覧できる管理簿を作成し、これに記入することにより調査票等の管理を行うこと。管理責任者は、調査票等の管理の状況について定期的に又は随時、点検を行うこと。

5 平成20年医療施設静態調査の概要（案）

1 調査の目的

病院及び診療所（以下「医療施設」という。）について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

調査の期日において開設しているすべての医療施設

3 調査の期日

平成20年10月1日（水） 午前零時

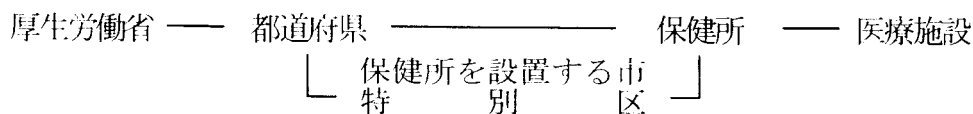
4 調査事項

名称、所在地、開設者、診療科目及び患者数、設備、従事者の数及びその勤務の状況、許可病床数、社会保険診療の状況、救急病院・診療所の告示の有無、診療及び検査の実施の状況、その他関連する事項

5 調査の方法

医療施設の管理者が調査票に記入

6 調査の系統



7 結果の集計・公表

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行い、結果は集計後すみやかに公表する。

8 標本設計

- (1) 抽出枠（フレーム）は、医療施設基本ファイルとする。
- (2) 抽出方法は、層化無作為抽出とする。（500床以上の病院については、悉皆調査となる。）
- (3) 客体数は、地域別（病院の入院については二次医療圏まで、病院の外来、一般診療所及び歯科診療所については都道府県まで）推計が可能な数とする。
- (4) 医療施設側の記入者負担軽減を図るため、病院については二段抽出を併用する。
（500床未満の病院の入院・外来の患者のうち生年月日の末尾が奇数の患者については全調査事項を調査することとし、生年月日の末尾が偶数の患者については「入院・外来の別」、「性別」、「出生年月日」のみを調査する。また、500～599床の病院の入院・外来患者については生年月日の末尾が1，3，5，7日の患者について、600床以上の病院については生年月日の末尾が3，5，7日の患者については全調査事項を調査することとし、それ以外の患者については「入院・外来の別」、「性別」、「出生年月日」のみを調査する。）

7 平成20年受療行動調査の概要（案）

1 調査の目的

全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的として3年周期で実施する。

2 調査の対象及び客体

全国の一般病院を利用する患者（入院・外来）を対象として、層化無作為抽出した一般病院（約450施設）を利用する患者を調査の客体とする。

ただし、外来患者については、通常の外來診療時間内に来院した患者に限り、往診、訪問診療等を受けている在宅患者は調査対象から除くこととする。

3 調査の期日

平成20年10月21日（火）～23日（木）の3日間のうち医療施設ごとに指定する1日

4 調査事項

外来患者票：診察前の待ち時間、診察時間、病院を選ぶにあたり必要とした情報、説明の状況、満足度 等

入院患者票：病院を選ぶにあたり必要とした情報、説明の状況、今後の治療・療養の希望、満足度 等

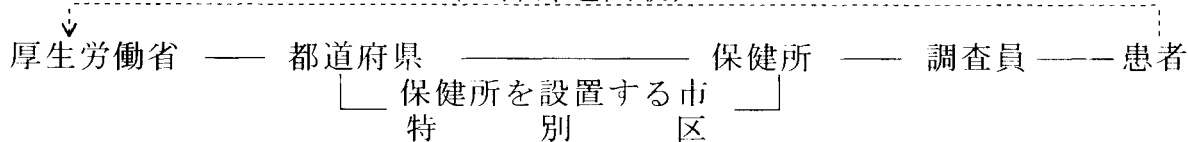
5 調査の方法

患者への調査票の配布は、外来患者票、入院患者票ともに調査員が行う。記入は、原則として患者本人の記入方式とするが、記入できない場合については、家族が補助して記入する。

回収は、患者により回収用封筒に密封された調査票を、医療施設において調査員が回収する。また、郵送での提出も可とする。

6 調査の系統

(一部郵送回収)



7 集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行い、結果は集計後速やかに公表する。

なお、集計については、「平成20年医療施設静態調査」による在院患者数、外来患者延数等及び「平成20年患者調査」による入院患者、外来患者の年齢構成等を用いて全国推計及び関連分析を行う。

9 保健統計関係調査のオンライン報告について

保健統計室では、報告の迅速性、正確性及び負担軽減を図るために、調査票内の計算や内容審査が自動的に行えるよう調査票の電子化を進めており、一部の調査を除き電子報告様式でのオンライン報告を受け付けているところである。今後も積極的な電子報告様式の利用及びオンラインでの報告をお願いする。

1 オンライン報告の現状について

電子報告様式はExcel形式のファイルであり、合計を出すための計算式や、入力支援・内容審査のためのマクロなどが含まれている。

電子報告様式はWISH*1またはLGWAN*2からダウンロードでき、WISHまたはLGWANに接続していない利用者もユーザIDとパスワードの配布を受ける事でインターネットからダウンロードが可能である。

記入済みの電子報告様式はWISHまたはLGWANを経由(またはFDを郵送)して厚生労働省に報告する。

電子報告様式のオンライン報告実施率は、以下のとおりである。

調査名	オンライン報告実施率
衛生行政報告例	都道府県 100.0%、指定都市 100.0% 中核市 100.0% (平成18年度分)
地域保健・老人保健事業報告	都道府県(保健所分 100.0%、市町村分 100.0%) 指定都市 100.0%、中核市 100.0% (平成18年度分)
医療施設動態調査	36.3% (平成19年11月調査分)
病院報告	23.4% (平成19年10月調査分)

*1 WISH(厚生労働行政情報総合情報システム)とは、厚生労働省大臣官房統計情報部が運用する、施設等機関、地方公共団体(都道府県、保健所)を専用のネットワークで接続したシステムである。

WISHホームページ <http://www.wish.mhlw.go.jp/> WISHネットワークからのみ接続可
インターネット <https://shinsei.mhlw.go.jp/> ユーザIDとパスワードが必要

*2 LGWAN(総合行政ネットワーク)とは地方公共団体が運用する、地方公共団体の庁内LANと霞が関WANを相互に接続したシステムである。

2 オンライン報告の今後について

各調査の電子報告様式について機能改善を行っていくほか、記入要領などについてもダウンロードできるようにするなど、今後ご意見を伺いながら引き続き改善を図っていく。

○ オンライン報告実施率 (単位:%)

		指定都市・中核市(別掲)	
衛生行政 報告例 (平成18年度)	オンライン (LGWAN)	衛生行政 報告例 (平成18年度)	オンライン (LGWAN)
都道府県	100.0(47/47)	指定都市	100.0(15/15)
北海道	○	札幌市	○
青森県	○	仙台市	○
岩手県	○	さいたま市	○
宮城県	○	千葉市	○
秋田県	○	横浜市	○
山形県	○	川崎市	○
福島県	○	静岡市	○
茨城県	○	名古屋	○
栃木県	○	京都市	○
群馬県	○	大阪市	○
埼玉県	○	堺市	○
千葉県	○	神戸市	○
東京都	○	広島市	○
神奈川県	○	北九州市	○
新潟県	○	福岡市	○
富山県	○	中核市	100.0(37/37)
石川県	○	旭川市	○
福井県	○	函館市	○
山梨県	○	青森市	○
長野県	○	秋田市	○
岐阜県	○	郡山市	○
静岡県	○	いわき市	○
愛知県	○	宇都宮市	○
三重県	○	川越市	○
滋賀県	○	船橋市	○
京都府	○	横須賀市	○
大阪府	○	相模原市	○
兵庫県	○	新潟市	○
奈良県	○	富山市	○
和歌山県	○	金沢市	○
鳥取県	○	長野市	○
島根県	○	岐阜市	○
岡山県	○	浜松市	○
広島県	○	豊橋市	○
山口県	○	豊田市	○
徳島県	○	岡崎市	○
香川県	○	高槻市	○
愛媛県	○	東大阪市	○
高知県	○	姫路市	○
福岡県	○	奈良市	○
佐賀県	○	和歌山市	○
長崎県	○	岡山市	○
熊本県	○	倉敷市	○
大分県	○	福山市	○
宮崎県	○	下関市	○
鹿児島県	○	高松市	○
沖縄県	○	松山市	○
		高知市	○
		長崎市	○
		熊本市	○
		大分市	○
		宮崎市	○
		鹿児島市	○

		指定都市・中核市(別掲)			
地域保健・老人保健事業報告 (平成18年度)	保健所分	市町村分	地域保健・老人保健事業報告 (平成18年度)		
				オンライン	オンライン
				(LGWAN)	(LGWAN)
都道府県・指定都市・中核市	100.0(99/99)	100.0(99/99)	指定都市・中核市	100.0(52/52)	
都道府県	100.0(47/47)	100.0(47/47)	指定都市	100.0(15/15)	
北海道	100.0	100.0	(特別区)	○	
青森県	100.0	100.0	札幌市	○	
岩手県	100.0	100.0	仙台市	○	
宮城県	100.0	100.0	さいたま市	○	
秋田県	100.0	100.0	千葉市	○	
山形県	100.0	100.0	横浜市	○	
福島県	100.0	100.0	川崎市	○	
茨城県	100.0	100.0	静岡市	○	
栃木県	100.0	100.0	名古屋	○	
群馬県	100.0	100.0	京都市	○	
埼玉県	100.0	100.0	大阪市	○	
千葉県	100.0	100.0	堺市	○	
東京都	100.0	100.0	神戸市	○	
神奈川県	100.0	100.0	広島市	○	
新潟県	100.0	100.0	北九州市	○	
富山県	100.0	100.0	福岡市	○	
石川県	100.0	100.0	中核市	100.0(37/37)	
福井県	100.0	100.0	旭川市	○	
山梨県	100.0	100.0	函館市	○	
長野県	100.0	100.0	青森市	○	
岐阜県	100.0	100.0	秋田市	○	
静岡県	100.0	100.0	郡山市	○	
愛知県	100.0	100.0	いわき市	○	
三重県	100.0	100.0	宇都宮市	○	
滋賀県	100.0	100.0	川越市	○	
京都府	100.0	100.0	船橋市	○	
大阪府	100.0	100.0	横須賀市	○	
兵庫県	100.0	100.0	相模原市	○	
奈良県	100.0	94.9	新潟市	○	
和歌山県	100.0	100.0	富山市	○	
鳥取県	100.0	100.0	金沢市	○	
島根県	100.0	100.0	長野市	○	
岡山県	100.0	100.0	岐阜市	○	
広島県	100.0	100.0	浜松市	○	
山口県	100.0	100.0	豊橋市	○	
徳島県	100.0	100.0	豊田市	○	
香川県	100.0	100.0	岡崎市	○	
愛媛県	100.0	100.0	高槻市	○	
高知県	100.0	100.0	東大阪市	○	
福岡県	100.0	100.0	姫路市	○	
佐賀県	100.0	100.0	奈良市	○	
長崎県	100.0	100.0	和歌山市	○	
熊本県	100.0	100.0	岡山市	○	
大分県	100.0	100.0	倉敷市	○	
宮崎県	100.0	100.0	福山市	○	
鹿児島県	100.0	100.0	下関市	○	
沖縄県	100.0	100.0	高松市	○	
			松山市	○	
			高知市	○	
			長崎市	○	
			熊本市	○	
			大分市	○	
			宮崎市	○	
			鹿児島市	○	

[算出方法]

・オンライン報告実施率

$$\frac{\text{オンライン報告箇所数}}{\text{オンライン報告箇所数} + \text{オンライン以外の報告箇所数}} \times 100$$

注: 報告対象箇所が一箇所のみで、電子報告された場合は「○」印とした。

注: 「指定都市」、「指定都市・中核市」の計には特別区を含まない。

	医療施設動態調査		病院報告	
	平成19年11月分		平成19年10月分	
	オンライン (LGWAN)	オンライン (WISH)	オンライン (LGWAN)	FD
全国	27.9	8.4	18.2	5.2
北海道	100.0	-	39.9	-
青森県	100.0	-	-	16.9
岩手県	-	-	26.5	-
宮城県	-	-	-	25.8
秋田県	-	-	-	-
山形県	-	-	26.2	-
福島県	100.0	-	-	3.0
茨城県	100.0	-	-	37.4
栃木県	100.0	-	-	22.3
群馬県	100.0	-	38.2	-
埼玉県	-	-	-	4.7
千葉県	100.0	-	30.0	-
東京都	-	-	-	-
神奈川県	-	39.4	-	30.1
新潟県	-	-	18.9	-
富山県	100.0	-	29.6	-
石川県	100.0	-	3.8	-
福井県	100.0	-	12.2	-
山梨県	-	-	-	-
長野県	-	-	-	-
岐阜県	-	100.0	-	14.3
静岡県	100.0	-	42.1	-
愛知県	-	-	16.2	-
三重県	-	-	-	19.3
滋賀県	100.0	-	100.0	-
京都府	2.9	-	-	9.6
大阪府	90.3	-	17.2	-
兵庫県	-	-	-	7.0
奈良県	-	-	-	-
和歌山県	100.0	-	-	-
鳥取県	-	-	-	50.8
島根県	-	-	-	-
岡山県	-	-	-	-
広島県	100.0	-	9.5	-
山口県	-	-	17.2	-
徳島県	-	-	-	24.1
香川県	-	100.0	-	-
愛媛県	-	-	32.9	-
高知県	-	-	-	27.3
福岡県	-	100.0	100.0	-
佐賀県	100.0	-	35.7	-
長崎県	100.0	-	-	10.3
熊本県	-	100.0	42.7	-
大分県	-	-	16.6	-
宮崎県	-	-	-	3.1
鹿児島県	-	-	8.1	-
沖縄県	71.4	-	10.1	-

10 平成20年度福祉行政報告例の概要

1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とする。

3 報告の種類

月報(11表)及び年度報(57表)とする。

4 報告事項

生活保護関係、障害者自立支援関係、身体障害者福祉関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、婦人保護関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係、母子保健関係、児童扶養手当関係、戦傷病者特別援護関係、中国残留邦人等生活支援給付金関係(新規)

5 報告の方法及び系統

- (1) 企画は厚生労働省大臣官房統計情報部が省内各部局の協力を得て行う。
- (2) 都道府県、指定都市及び中核市は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省大臣官房統計情報部に提出する。

6 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行う。報告結果は「平成20年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)結果の概況」及び「平成20年度社会福祉行政業務報告」(報告書)として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)に掲載する。

11 平成20年社会福祉施設等調査の概要（案）

1 調査の目的

本調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得るとともに、社会福祉施設等名簿を作成することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

施設票：別紙に掲げる全国における社会福祉施設等を対象とし、その全数を客体とする。

事業所票：別紙に掲げる全国における障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所を対象とし、その全数を客体とする。

3 調査の期日

平成20年10月1日

4 調査の事項

施設票：施設の種類、施設名、所在地、設置主体・経営主体、定員、在所者の状況、従事者の状況 等

事業所票：事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体、サービスの種類と提供状況、従事者数 等

5 調査の方法及び系統

(1) 調査の方法

ア 施設票は、福祉事務所を通じて全施設に調査票を配付し、施設管理者が調査票に記入する。（ウを除く。）

イ 事業所票は、厚生労働省から障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所へ直接郵送し、事業所の管理者が調査票に記入する。ただし、施設に併設されている事業所については、福祉事務所を通じて調査票を配付する。

ウ 設置主体が国である施設については、施設票は厚生労働省から直接配付し、国立福祉施設管理者が調査票を記入する。

【 調査対象施設・事業所 】

【 施設 】

- 1 生活保護法による保護施設
救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設
- 2 老人福祉法による老人福祉施設
養護老人ホーム（一般、盲）、軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）、老人福祉センター（特A型、A型、B型）、老人介護支援センター
- 3 障害者自立支援法による障害者支援施設等
 - (1) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム
 - (2) 旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設
肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者入所授産施設、身体障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場
 - (3) 旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設
知的障害者入所更生施設、知的障害者通所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉工場
 - (4) 旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設
精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム（B型）、精神障害者授産施設（入所、通所）、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場
- 4 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設
身体障害者福祉センター（A型、B型）、障害者更生センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、点字出版施設、聴覚障害者情報提供施設
- 5 売春防止法による婦人保護施設
婦人保護施設
- 6 児童福祉法による児童福祉施設
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小型児童館、児童センター、大型児童館（A型、B型、C型）、その他の児童館、児童遊園
- 7 母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設
母子福祉センター、母子休養ホーム
- 8 その他の社会福祉施設等
授産施設、宿所提供施設、盲人ホーム、無料低額診療施設、隣保館、へき地保健福祉館、へき地保育所、地域福祉センター、老人憩の家、老人休養ホーム、有料老人ホーム

【 事業所 】

- 障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所
居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、児童デイサービス事業所、短期入所事業所、重度障害者等包括支援事業所、相談支援事業所、共同生活介護事業所、共同生活援助事業所、自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援（A型、B型）事業所

12 平成20年介護サービス施設・事業所調査の概要(案)

1 調査の目的

本調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得るとともに、介護サービス施設・事業所名簿を作成することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

以下に掲げる介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防居宅サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所を対象とし、その全数を客体とする。

ア 介護保険施設

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設

イ 居宅サービス事業所

訪問看護ステーション、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所療養介護事業所

ウ 居宅介護支援事業所

エ 介護予防居宅サービス事業所

介護予防訪問看護ステーション、介護予防訪問介護事業所、介護予防訪問入浴介護事業所、介護予防通所介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、介護予防福祉用具貸与事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所、介護予防短期入所療養介護事業所

オ 介護予防支援事業所

カ 地域密着型サービス事業所

地域密着型介護老人福祉施設、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

キ 地域密着型介護予防サービス事業所

介護予防認知症対応型通所介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

3 調査の期日

平成20年10月1日

4 調査の事項

(1) 介護保険施設

施設の種類、施設名、所在地、開設主体、定員、在所者数、従事者数等

(2) 居宅サービス事業所等(2 イ～キの事業所)

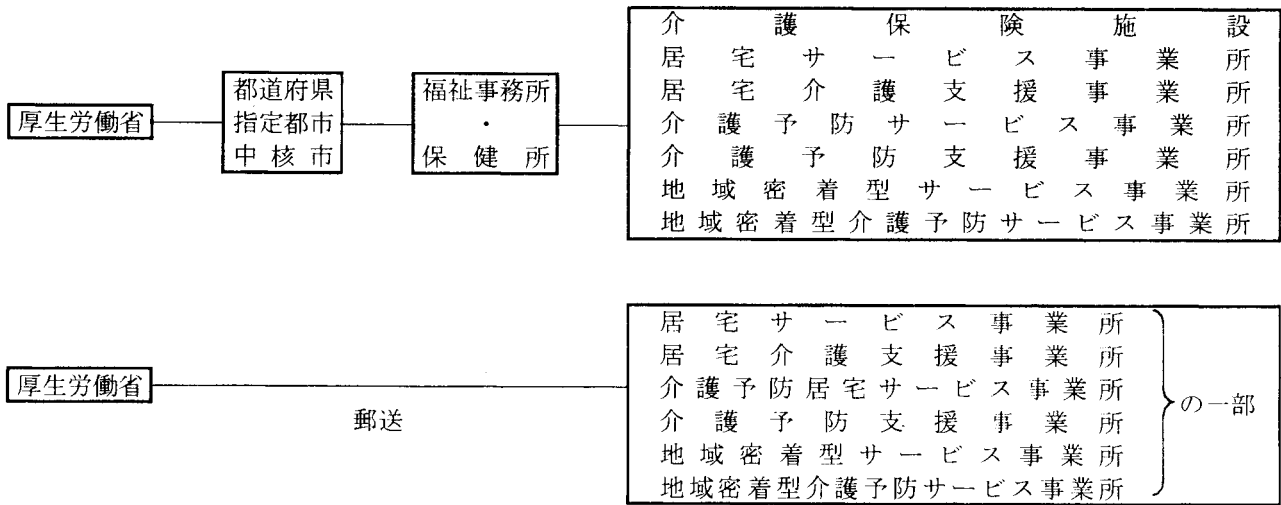
事業所の種類、事業所名、所在地、開設主体、定員、利用者数、従事者数等

5 調査の方法及び系統

(1) 調査の方法

介護保険施設、居宅サービス事業所等の管理者が調査票に記入する方式とする。

(2) 調査の系統



6 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行う。調査結果は「平成20年介護サービス施設・事業所調査結果の概況」及び「平成20年介護サービス施設・事業所調査」（報告書）として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) に掲載する。また、名簿については「平成20年介護サービス施設・事業所名簿」として速やかに公表する。

13 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査における民間委託の推進について

1 民間委託の進め方

平成20年度は、国直轄の郵送で実施している部分について、公共サービス改革法の対象調査として実施するとともに、地方公共団体に委託している部分を国の事務に引き上げるよう検討を行う。

平成21年度は、平成20年度における検討結果を踏まえ、地方公共団体に委託している部分を国の事務に引き上げ、公共サービス改革法の対象調査として実施する予定であり、平成20年度中に各都道府県(市)と事務の調整等を行う予定である。(参照：別添)

2 施設・事業所名簿の提供について

民間委託を進めた後でも、調査の対象施設・事業所を確定するためには、都道府県(市)で把握されている施設・事業所名簿の情報を提供していただくこととしている。

直近の施設・事業所名簿の情報を都道府県(市)から提供していただき、厚生労働省において名簿の更新を行うこととしており、本年4月中旬頃に事務連絡にてお願いする予定である。平成20年5月1日現在の施設・事業所名簿の情報を5月中旬までに提供願いたい。

なお、都道府県(市)におかれては、平成20年5月1日現在で確定した施設・事業所名簿をもとに、平成20年10月1日現在までの新設・廃止・異動等の情報により名簿の修正を行っていただき、従来と同様に調査をお願いします。

3 地方公共団体における留意事項

(1) 民間委託に向けて

民間委託にあたっては、各都道府県(市)から様々なご意見をいただきながら、円滑な実施に向けて最大限の努力をすることとしている。しかしながら、次のような事態が生じた場合は、引き続き地方公共団体への委託を継続せざるを得ないこともあることをご承知願いたい。

- ① 公共サービス改革法による民間委託を図るため一般競争入札をしたが、応札者がいなかった場合。
- ② 予定価格より入札価格が高く、落札者がいなかった場合。
- ③ 民間委託により、調査の精度が著しく低下した場合。

(2) 平成20年調査における調査票の回収状況等の把握について

地方公共団体に委託している部分については、毎年ほぼ100%の回収率となっている。平成21年度以降もこの回収率を維持するため、各都道府県(市)におかれても、平成20年調査における調査票の回収状況の把握・分析、施設・事業所からの疑義照会、督促、内容確認等の状況の把握をお願いしたい。

(3) 関係団体への調査協力をお願い

平成21年度以降も各関係団体への調査協力については、従来と同様に各都道府県(市)からお願いしたい。

16 21世紀出生児縦断調査の概要（案）

1 調査の目的

本調査は、同一客体を長年にわたって追跡する縦断調査として21世紀の初年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

全国の2001年に出生した子を対象とし、1月10日から17日の間及び7月10日から17日の間に出生した子を調査の客体とする。

3 調査の期日

1月出生児 毎年1月18日

7月出生児 毎年7月18日

4 調査の事項

家族構成、学校生活の様子、放課後の様子、起床・就寝時間、食事の様子、負担や悩み、父母の就業状況 等

5 調査の方法

調査票の配布、回収は、厚生労働省と調査客体のいる世帯と往復郵送方式により行う。

6 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行う。調査結果は「21世紀出生児縦断調査結果の概況」及び「21世紀出生児縦断調査」（報告書）として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) に掲載する。

(参考)

統社発第1205001号
平成19年12月5日

各都道府県 保健統計主管部（局）長 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部
社会統計課長

中高年者縦断調査の実施に係る調査票の不適切な処理
及び該当者名簿の紛失について（通知）

厚生労働統計調査につきましては、平素から格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、中高年者縦断調査の実施に当たり、別紙「中高年者縦断調査の実施に係る保健所職員による調査票の不適切な処理及び調査員による該当者名簿の紛失について」のような事例が判明いたしました。

今回の事例は、統計データの信頼と正確性を著しく損ねるとともに、国及び都道府県等の個人情報取り扱いに対する被調査者の信頼を損ないかねないものです。特に、縦断調査は毎年同じ被調査者に対し継続的に調査を行うものであり、その影響は単年度に留まらず将来に渡ることから他の調査以上に深刻です。

貴都道府県におかれましては、統計関係職員に対し統計データの重要性を重ねて周知徹底いただくとともに、複数の職員が携わることによる相互チェックを図る等、調査票の不適切な処理の防止に努められるとともに、個人情報の取り扱いについては厳重に行うようお願いいたします。

また、調査関係事務処理において適切な処理が行われているか、重ねて点検いただきますようお願いいたします。

なお、指定都市市長、中核市市長及び保健所を設置する市区（指定都市及び中核市を除く）の市区長に対する連絡につきましては、貴職からよろしくお取り計らい願います。

中高年者縦断調査の実施に係る保健所職員による調査票の不適切な処理及び調査員による該当者名簿の紛失について

- 1 平成18年「第2回中高年者縦断調査」（調査日：平成18年11月1日）の実施に当たって、保健所において不適切な処理が行われたもの。

不適切な処理の概要

- (1) 当該調査は、調査の対象となった世帯員（以下「調査対象者」という。）に調査員が調査票を配付し、調査対象者が調査票の作成を行うところ、調査員の確保ができなかったことから、調査対象者に調査票を配付せず、無断で担当職員が調査票の作成（2地区、37名分）を行い、厚生労働省へ提出したもの。
- (2) また、調査票の配付を行う調査員に対しては調査員手当が支給されることとなるが、担当職員が調査票の作成を行った地区については、隣接地区を担当した調査員が実施したこととして県への報告を行い、隣接地区の調査員へ併せて支給を行ったもの。

- 2 平成19年「第3回中高年者縦断調査」（調査日：平成19年11月7日）の実施に当たって、調査員が該当者名簿（1枚、4名分）を紛失したもの。

17 平成20年国民生活基礎調査の概要

1 調査の目的

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票については、平成17年国勢調査区から層化無作為抽出した1,088地区内のすべての世帯（約5万世帯）及び世帯員（約15万人）を調査客体とする。

所得票については、前記の1,088地区に設定された単位区から無作為抽出した500単位区内のすべての世帯（約1万5千世帯）及び世帯員（約4万5千人）を客体とする。

（注：「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。）

1 調査の期日

世帯票 …… 平成20年6月 5日（木）

所得票 …… 平成20年7月10日（木）

（注：所得については、平成19年1月1日から12月31日までの1年間の所得を調査する。）

4 調査事項

世帯票 …… 世帯員数、単独世帯の状況、5月中の家計支出額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、傷病の状況、公的年金・恩給の受給状況、就業状況、公的年金の加入状況等

所得票 …… 所得の種類別金額、所得税等の額、社会保険料額、生活意識の状況等

5 調査の方法

(1) 準備調査については、調査員が平成17年国勢調査区要図に基づいて、受持ち調査地区を巡回し、調査地区要図及び調査世帯名簿を作成する。

(2) 世帯票は、あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日、調査員が回収する。所得票は、調査員が世帯を訪問し、面接聞き取りの上、調査を実施する。

6 調査の系統

(1) 世帯票

厚生労働省 — 都道府県 — 保健所 — 指導員 — 調査員 — 世帯
└保健所設置市┐
 特別区

(2) 所得票

厚生労働省 — 都道府県 — 福祉事務所 — 指導員 — 調査員 — 世帯
└市・特別区及び福祉┐
 事務所を設置する町村

7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行う。

調査結果は「平成20年国民生活基礎調査の概況」及び「平成20年国民生活基礎調査（報告書）」として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) に掲載する。

18 平成20年国民生活基礎調査試験調査の概要

1 調査の目的

本調査は、これまで調査員が世帯を訪問し、面接聞き取りの上、調査票に記入する他計方式で行ってきた国民生活基礎調査所得票について、調査員があらかじめ配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収する自計方式で行うことが可能かを検証すること（所得票自計化試験調査）、また、時期や調査経路を分けて実施してきた国民生活基礎調査の5種類の調査票を同時実施した場合、調査票への回答に影響があるか、さらに、不在世帯等に対して郵送回収を導入することに問題があるかを検証すること（全票同時実施試験調査）の二つの試験調査を行い、今後の国民生活基礎調査の企画に反映させることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 所得票自計化試験調査

平成17年国勢調査区のうち、平成20年国民生活基礎調査が実施される調査区から、地域、人口規模、所得票や国民生活基礎調査の後続調査の非実施調査地区であることなどを考慮して有意に抽出した15都府県3市（岩手県、宮城県、福島県、群馬県、埼玉県、東京都、石川県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、山口県、徳島県、福岡県、宮崎県、札幌市、神戸市、北九州市）から、無作為に抽出した25調査区内の全ての世帯（約1,250世帯）及び世帯員（約3,750人）について行う。

(2) 全票同時実施試験調査

世帯票、健康票、所得票、貯蓄票については、平成17年国勢調査区のうち、平成20年国民生活基礎調査が実施されない調査区から、地域、人口規模などを考慮して有意に抽出した15都府県3市（岩手県、宮城県、福島県、群馬県、埼玉県、東京都、石川県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、山口県、徳島県、福岡県、宮崎県、札幌市、神戸市、北九州市）から、無作為に抽出した25調査区内の全ての世帯（約1,250世帯）及び世帯員（約3,750人）について行う。

介護票については、上記25調査区内の介護保険法の要介護者及び要支援者について行う。

3 調査の期日

平成20年7月10日（木）

4 調査事項

(1) 所得票自計化試験調査

所得票 : 性別、出生年月、所得の種類別金額、所得税等の額、社会保険料額、生活意識の状況等

(2) 全票同時実施試験調査

世帯票
健康票
介護票
貯蓄票

平成19年国民生活基礎調査で用いた調査票と同じ
(ただし、世帯票については「教育」を追加する。)

所得票 : 前記所得票自計化試験調査における所得票と同じ

5 調査の方法

(1) 所得票自計化試験調査

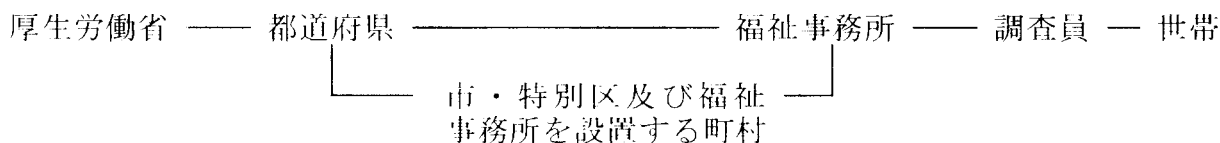
あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日調査員が回収する。
なお、回収時に調査員が調査票の記載内容を審査し、記入漏れや記入誤りがあった場合には、聞き取りによりそれを補完する。

(2) 全票同時実施試験調査

あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日調査員が回収する。
その際、健康票、所得票、貯蓄票は密封回収とする。
なお、調査票回収時に不在であった世帯に対しては、郵送回収とする。

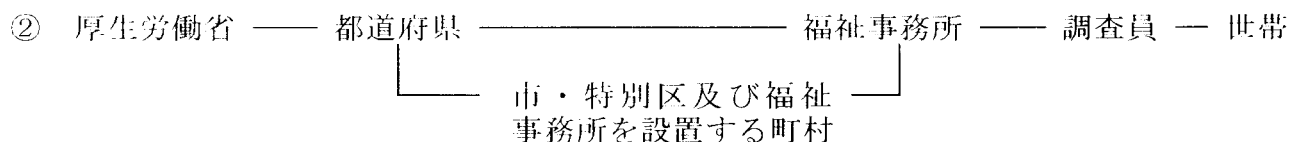
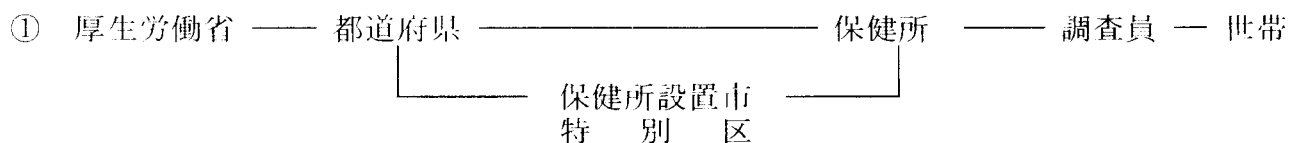
6 調査の系統

(1) 所得票自計化試験調査



(2) 全票同時実施試験調査

調査を担当する県・市の意向により、下記のいずれかの経路で行う。



7 集計及び結果の公表

集計は厚生労働省大臣官房統計情報部から業務を受託した民間事業者が行う。
結果は内部資料として利用し、公表しない。

20 2008年社会保障・人口問題基本調査 (『第4回全国家庭動向調査』) 概要(案)

国立社会保障・人口問題研究所

1 調査の目的

国立社会保障・人口問題研究所では「社会保障・人口問題基本調査」の枠で5種類の調査を継続して実施しており、2008(平成20)年は「全国家庭動向調査」の実施年にあたっている。本調査は1993(平成5)年の第1回調査からこれまで3回の調査を実施し、わが国における家庭動向を全国規模で把握しうる唯一の調査として、他の公式統計では捉えることのできない「出産・子育て」、「老親の扶養・介護」をはじめとする家庭機能の実態や変化要因を明らかにしてきた。

人口の少子・高齢化が急速に進展する中で、こうした社会変動が家族の状態に強く依存しているため家族変動の視点を抜きにこの問題を語れない状況に至っている。わが国の家族は、単独世帯、夫婦世帯の増加、女性の社会進出による共働き世帯の増加などその形態が大きく変化している。同時に、家族はその形態とともに機能も変化している。この家庭機能の変化は、家庭内における子育て、介護等のあり方に大きな影響を及ぼすだけでなく、社会制度全般に多大な影響を与える。このように、子育てや高齢者ケアなどの社会サービス施策の重要性が高まるなかで、わが国家族の構造や機能の変化、それに伴う出産・子育てや扶養・介護の実態、およびその変化要因を継続的経年的に観察、分析することがますます重要になっている。

2008(平成20)年に実施する第4回調査においては、大きく変化しつつある家庭機能の動向を見極めるとともに、その関連要因と変化メカニズムを究明することが目的である。また、近年、結婚後の出産・家族形成の変化と少子化の関連についての重要性が強く指摘されるようになってきており、とくに、ワーク・ライフ・バランスの問題や男性の家事・育児参加については、日本の少子化対策の戦略的中心の一つにもなっている。こうした点をふまえ、家族の実態と変化要因、家族意識を正確に把握し、関連諸施策の立案、策定の基礎資料を提供する。

2 調査の対象および客体

本調査は、平成20年国民生活基礎調査で設定された調査地区内より無作為に抽出した300調査区のすべての世帯を調査対象とする。

3 調査の期日

平成20年7月1日を調査期日とする。

4 主な調査事項

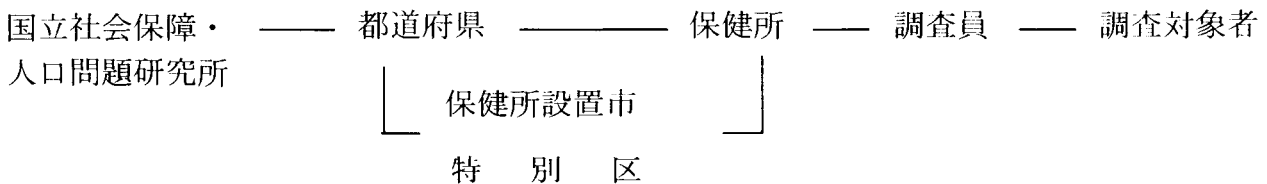
(1) 夫婦の人口学的・社会経済的屬性

- (2) 両親、子どもに関する事項
- (3) 出産・育児、扶養・介護に関する事項
- (4) 日常生活でのサポート資源に関する事項
- (5) 夫の家事・育児に関する事項
- (6) 夫婦関係に関する事項
- (7) 子どもや家族に関する考え方（意識）に関する事項
- (8) 資産の継承に関する事項

5 調査の方法

この調査は、国立社会保障・人口問題研究所が厚生労働省大臣官房統計情報部、都道府県・保健所を設置する市・特別区および保健所の協力を得て実施する。記入・回収は、配票自計・密封回収方式によって行う。

6 調査の系統



7 結果の集計および公表

国立社会保障・人口問題研究所がこれを行い、平成21年11月頃公表予定。